

相談室相談料規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人越谷アイティ・ネット（以下、当法人という）が実施する相談室相談料について定める。

(受講資格)

第2条 正会員で、受講料の完納者に限る。

(相談料)

第3条 800円/回（1時限 90分）

(欠席の取り扱い)

第4条 申し込み後のキャンセルは返還しないものとする。

(付則)

1. この規程は、平成28年4月1日から実施する。